

## 導入促進基本計画

## 1 先端設備等の導入の促進の目標

## (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

## ①増毛町の人口構造

増毛町の人口は、平成27年国勢調査では4,497人で、10年前の平成17年調査から1,211人減少しており、昭和30年の16,768人をピークに減少傾向が続いている。

また、年齢階層別人口は、0～14歳で427人(9.5%)、15～64歳で2,179人(48.5%)、65歳以上で1,891人(42.0%)となっており、少子高齢化の傾向が顕著に現れている。

## ②産業構造及び中小企業者の実態等

増毛町の産業は、農業、漁業が基幹産業であり、ほとんどが中小企業者である。平成27年国勢調査での産業別就業者数は2,098人で、第1次産業では505人(24.1%)、第2次産業では526人(25.1%)、第3次産業では1,064人(50.7%)となっており、平成17年調査から第1次産業で176人、第2次産業で235人、第3次産業で218人の減少となっている。

就業者数の減少は、全国の過疎指定地域に共通することではあるが、地元の雇用の場の不足や基幹産業の経営の変革、産業・経済活動の都市集中化などが要因となっている。

町内の中小企業者は、平成28年経済センサスによると、事業所数218、従業者数1,383人となっており、平成18年調査から事業所数82、従業者数565人の減少となっている。

この減少は、後継者不足や経営者の高齢化、消費者人口の減少、雇用の場の不足などが要因となっている。

## ●増毛町の産業構造

(国勢調査)

調査年	区分	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
平成27年 2,098人	男	310	14.8	286	13.6	520	24.8
	女	195	9.3	240	11.4	544	25.9
	計	505	24.1	526	25.1	1,064	50.7

※合計は、分類不能の産業3人を含んでいます。

増毛町の産業別事業所数・従業者数の推移

業種	事業所数		従業者数	
	平成18年	平成28年	平成18年	平成28年
農林漁業	5	10	45	107
鉱業	2	1	6	5
建設業	36	26	311	122
製造業	21	21	533	437
電気・ガス・水道業	3	2	16	6
運輸業	7	4	37	56
卸売業・小売業	78	54	298	225
金融業・保険業	4	2	18	12
不動産業・物品賃貸業	5	4	6	4
学術研究・技術サービス業	0	2	0	3
飲食店・宿泊業	43	36	145	127
医療・福祉	21	9	193	113
教育・学習支援業	19	6	125	6
複合サービス業	7	7	67	46
サービス業	49	34	148	114
総数	300	218	1,948	1,383

※平成18年は「事業所・企業統計調査」、平成28年は「経済センサス」

(2) 目標

増毛町内の中小企業においては、従業員の減少や少子高齢化に対応するため、労働生産性を高めていく必要がある。

このため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

増毛町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在していないことから、幅広い設備において生産性向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

増毛町の産業は町内に点在しており、町内すべての産業振興のため、増毛町全域を本計画の対象地域とする。

#### (2) 対象業種及び事業

増毛町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在していないことから、本計画において対象とする業種は全業種とする。

対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。